

山梨県公報

第二千八百一号

平成三十年

六月二十一日

木曜日

目次

告示

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	三二五
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	三二五
○保安林の指定施業要件の変更予定(六件)	三二五
○道路の区域変更(二件)	三二七
○道路の供用開始	三二八
○一般競争入札について	三二八
○使用料の収納事務の委託	三二九
○県営住宅使用料等の収納事務の委託	三二九
○開発行為に関する工事の完了について	三三〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	三三〇
教育委員会	
○平成三十一年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について	三三一
○一般競争入札について	三三八
公安委員会	
○落札者の決定について	三三九
正誤	
○平成三十年五月二十八日付第二千七百九十四号中	三三九

告示

山梨県告示第百八十四号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第百一号の二)の一部を次のように改正する。

本則の表中二十七の項を二十八の項とし、二十の項から二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、十九の項の次に次のように加える。

二十 山梨県職員(任期付職業訓練職) 選考採用試験	総合得点及び順位	第一次選考の不合格者については、第一次選考の結果の通知の日から一か月間。第二次選考の受験者については、第二次選考の結果の通知の日から一か月間。	同右
---------------------------	----------	---	----

附則

この告示は、公布の日から施行する。

山梨県告示第百八十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 指定する区域 南アルプス市飯野字堰下二百二十一番一の一部
- 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

山梨県告示第百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう